

令和4年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等 に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報対応件数（表1）

令和4年度、都内で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、318件であった。令和3年度は219件であり、99件（45.2%）増加した。

表1 相談・通報件数

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
件数	318	219	205	237	209
増減	99 (45.2%)	14 (6.8%)	-32 (-13.5%)	28 (13.4%)	42 (25.1%)

(2) 相談・通報者（表2）

相談・通報者の内訳は「当該施設職員」が27.4%と最も多く、次いで「施設・事業所の管理者」が22.3%、「家族・親族」が17.6%であった。

表2 相談・通報者内訳（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	施設・事業所の管理者	医療機関従事者(医師含む)	介護支援専門員	介護相談員	地域包括支援センター職員	都道府県から連絡	警察	その他	不明(匿名を含む)	合計
件数	5	63	98	29	80	5	13	1	17	2	7	19	19	358
構成割合(%)	1.4	17.6	27.4	8.1	22.3	1.4	3.6	0.3	4.7	0.6	2.0	5.3	5.3	-

※ 1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は相談・通報件数318件と一致しない。

※ 構成割合は、相談・通報者の合計人数358人に対するもの。

(3) 事実確認の状況（表3～表5）

令和4年度において、「事実確認を行った事例」は316件、「事実確認を行わなかった事例」は62件であった。「事実確認を行った事例」のうち、「虐待の事実が認められた事例」が111件、「事実が認められなかった事例」が107件、「判断に至らなかった事例」が98件であった。

一方、「事実確認を行っていない事例」の62件について、明らかに「虐待ではなく調査不要と判断した」が13件、「調査を予定している又は検討中」が38件、「その他」が11件であった。

表3 相談・通報に関する事実確認の状況

	件数	うち調査対象年度内に 通報・相談	うち調査対象年度前に 通報・相談	割合(%)
事実確認調査を行った事例	(316)	(263)	(53)	(83.6)
事実が認められた	(111)	(90)	(21)	[29.4]
事実が認められなかった	(107)	(95)	(12)	[28.3]
判断に至らなかった	(98)	(78)	(20)	[25.9]
事実確認調査を行っていない事例	(62)	(55)	(7)	(16.4)
虐待ではなく調査不要と判断した	(13)	(13)	(0)	[3.4]
調査を予定している又は検討中	(38)	(34)	(4)	[10.1]
都道府県へ調査を依頼	(0)	(0)	(0)	[0.0]
その他	(11)	(8)	(3)	[2.9]
合計	(378)	(318)	(60)	(100.0)

表4 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間

	0日	1日	2日	3～6日	7～13日	14～20日	21～27日	28日以上	合計
件数	81	20	16	34	47	29	20	69	316

表5 相談・通報の受理から虐待判断までの期間

	0日	1日	2日	3～6日	7～13日	14～20日	21～27日	28日以上	合計
件数	7	0	0	1	3	5	9	86	111

(4) 虐待の発生要因 (表6)

虐待の発生要因として最も多かったのは「教育・知識・介護技術等に関する問題」で、次いで「虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等」、「職員のストレスや感情のコントロールの問題」、「倫理観や理念の欠如」、「虐待を行った職員の性格や資質の問題」であった。

表6 虐待の発生要因 (複数回答)

内容	件数	構成割合(%)
教育・知識・介護技術等に関する問題	54	48.6
虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等	33	29.7
職員のストレスや感情コントロールの問題	24	21.6
倫理観や理念の欠如	10	9.0
虐待を行った職員の性格や資質の問題	9	8.1
人員不足や人員配置の問題及び関連する忙しさ	1	0.9
その他	1	0.9

(5) 過去の指導等 (表7)

虐待があった施設・事業所のうち、過去に虐待が発生していた割合は35.1%、過去に何らかの指導等が行われていた割合は41.4%であった。

表7 当該施設等への過去の指導等の有無

	件数	構成割合(%)
当該施設等における過去の虐待あり	39	35.1%
当該施設等に対する過去の指導等あり	46	41.4%

(6) 虐待の事実が認められた事例の件数 (表8)

事実確認調査の結果、区市町村から都道府県へ報告があり、「虐待の事実が認められた」ものが111件であった。

表8 虐待の事実が認められた事例件数

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
件数	111	87	68	73	65	54
増減	24 (27.5%)	19 (27.9%)	-5 (-6.8%)	8 (12.3%)	11 (20.4%)	11 (25.6%)

(7) 施設・事業所の種別 (表9)

「特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)」が38.7%で最も多く、次いで「(介護付き)有料老人ホーム」が22.5%、「介護老人保健施設」が12.6%の順であった。

表9 当該施設・事業所の種別

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	認知症対応型共同生活介護	(住宅型)有料老人ホーム	(介護付き)有料老人ホーム	小規模多機能型居宅介護等	短期入所施設	訪問介護等	通所介護等	その他	合計
件数	43	14	12	3	25	1	4	4	3	2	111
構成割合(%)	38.7	12.6	10.8	2.7	22.5	0.9	3.6	3.6	2.7	1.8	-

(8) 虐待の内容

虐待の内容について、被虐待高齢者が特定できなかった10件を除く101件の事例を対象に集計を行った。なお、1件の虐待判断事例で被虐待高齢者が複数の場合があるため、101件の事例において特定された被虐待高齢者の総数は177件であった。

ア 虐待の種別 (表10)

虐待の種別(複数回答)は「身体的虐待」が57.1%と最も多く、次いで「介護放棄」が32.8%、「心理的虐待」が26.6%、「性的虐待」、「経済的虐待」が1.7%であった。

表 10 虐待の種別・類型（複数回答）

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
人数	101	58	47	3	3	212
構成割合(%)	57.1	32.8	26.6	1.7	1.7	-

※ 1件の事例に対し複数の被虐待高齢者及び複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待者の実人数 177 件と一致しない。

※ 構成割合は、被虐待者の実人数 177 人に対するもの。

イ 身体的虐待に該当する身体拘束の有無（表 11）

被虐待高齢者 177 人のうち、「身体拘束あり」が 20.9%、「身体拘束なし」が 79.1%であった。

表 11 虐待に該当する身体拘束の有無

身体拘束あり	身体拘束なし	合計
37人（20.9%）	140人（79.1%）	177人（100.0%）

ウ 虐待の程度（深刻度）（表 12）

4段階評価で最も軽い「深刻度 1」が 44.1%であった。

表 12 虐待の程度（深刻度）

	人数	構成割合(%)
1(軽度)	45	44.1
2(中度)	50	49.0
3(重度)	5	4.9
4(最重度)	2	2.0
合計	102	-

※「複数名で判断した場合のみ回答」としたため、深刻度に回答があったのは被虐待者 102 人分についてであり、特定された被虐待者総数 177 人と一致しない。

(9) 被虐待高齢者の状況

被虐待高齢者の性別、年齢階級、要介護状態区分及び認知症日常生活自立度、障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）について集計した。

ア 性別（表 13）

「男性」が 23.7%、「女性」が 76.3%と、全体の 7 割以上が女性であった。

表 13 被虐待高齢者の性別

	男	女	合計
人数	42	135	177
構成割合(%)	23.7	76.3	-

イ 年齢 (表 14)

「不明」を除き、「85～89歳」が27.7%と最も多く、次いで「90～94歳」が21.5%、「75～79歳」が14.1%、「95～99歳」が10.7%であった。

表 14 被虐待高齢者の年齢

	65歳未満 障害者	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85～89 歳	90～94 歳	95～99 歳	100歳 以上	不明	合計
人数	5	6	6	25	15	49	38	19	3	11	177
構成割合 (%)	2.8	3.4	3.4	14.1	8.5	27.7	21.5	10.7	1.7	6.2	-

ウ 要介護状態区分等 (表 15～表 17)

「要介護4」が36.7%と最も多く、次いで「要介護3」が26.0%、「要介護5」が22.6%の順であった。「要介護3以上」は85.3%を占めた。

また、認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者は85.3%、要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)A以上の者は44.1%であった。

表 15 要介護者認定者の要介護状態区分

	人数	構成割合(%)
自立	0	0.0
要支援1	1	0.6
要支援2	0	0.0
要介護1	10	5.6
要介護2	10	5.6
要介護3	46	26.0
要介護4	65	36.7
要介護5	40	22.6
不明	5	2.8
合計	177	-

表 16 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人数	構成割合(%)
自立又は認知症なし	3	1.7
自立度Ⅰ	5	2.8
自立度Ⅱ	22	12.4
自立度Ⅲ	38	21.5
自立度Ⅳ	17	9.6
自立度M	6	3.4
認知症はあるが自立度不明	68	38.4
認知症の有無が不明	18	10.2
合計	177	-
自立度Ⅱ以上(再掲)	(151)	(85.3)

※「自立度Ⅱ以上(再掲)」には、「認知症はあるが自立度不明」を含む。

表 17 要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

	人数	構成割合(%)
自立	0	0.0
J	1	0.6
A	27	15.3
B	36	20.3
C	15	8.5
不明	98	55.4
合計	177	-
日常生活自立度(寝たきり度)A以上(再掲)	(78)	(44.1)

(10) 虐待を行った要介護施設従事者等（虐待者）の状況

虐待者の年齢、職種及び性別について、虐待者が特定できなかった 14 件を除く 97 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の虐待判断事例で虐待者が複数の場合があるため、97 件の事例において特定された虐待者の総数は 114 人であった。

ア 年齢（表 18）

「不明」を除き、「40～49 歳」が 23.7%と最も多く、「50～59 歳」が 18.4%、「30 歳未満」が 15.8%、「30～39 歳」が 14.0%、「60 歳以上」が 11.4%であった。

表 18 虐待者の年齢

	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	18	16	27	21	13	19	114
構成割合(%)	15.8	14.0	23.7	18.4	11.4	16.7	-

イ 職種（表 19）

「介護職員」が 82.5%、「看護職」が 7.0%、「施設長」が 6.1%であった。

表 19 虐待者の職種

	介護職	(内訳)			看護職	管理職	施設長	その他	合計
		介護福祉士	介護福祉士以外	資格不明					
人数	94	(40)	(24)	(30)	8	2	7	3	114
構成割合(%)	82.5	(42.6)	(25.5)	(31.9)	7.0	1.8	6.1	2.6	-

ウ 性別（表 20）

「男性」が 59.6%、「女性」が 37.7%であった。

表 20 虐待者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	68	43	3	114
構成割合(%)	59.6	37.7	2.6	-

(11) 虐待の事実が認められた事例への対応状況（表 21～表 24）

区市町村が、虐待の事実を認めた事例 133 件（令和 3 年度以前に虐待と認定して令和 4 年度に対応した 22 件を含む。）について行った対応は次のとおりである。

区市町村による指導等（複数回答）は「施設等に対する指導」が 101 件、「改善計画提出依頼」が 122 件、「虐待を行った養介護施設従事者への注意・指導」が 61 件であった。

表 21 区市町村による指導等（複数回答）

	件数
施設等に対する指導	101
改善計画提出依頼	122
虐待を行った養介護施設従事者への注意・指導	61

区市町村が、介護保険法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、質問、立入検査」が 16 件であった。

また、老人福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、質問、立入検査」が 2 件であった。

表 22 区市町村による介護保険法の規定に基づく権限の行使（複数回答）

	件数
報告徴収、質問、立入検査	16
改善勧告	0
改善勧告に従わない場合の公表	0
改善命令	0
指定の効力の全部又は一部停止	0
指定取消	0

※ 1 件の虐待事案に対し、複数の権限等を行使した場合（報告徴収等、改善勧告、公表、命令、停止、取消）には複数計上している。

表 23 区市町村による老人福祉法の規定に基づく権限の行使（複数回答）

	件数
報告徴収、質問、立入検査	2
改善命令	0
事業の制限、停止、廃止	0
認可取消	0

※ 1件の虐待事案に対し、複数の権限等を行使した場合（報告徴収等、改善勧告、公表、命令、停止、取消）には複数計上している。

当該施設における改善措置（複数回答）としては、区市町村への「改善計画の提出」が92件であった。

表 24 当該施設等における改善措置（複数回答）

	件数
施設等からの改善計画の提出	92
老人福祉法、介護保険法の規定に基づく勧告・命令等への対応	0
その他	5

2 養護者による高齢者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報対応件数（表 25）

令和4年度、都内で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、4,444件であった。令和3年度は4,159件であり、285件（6.9%）増加した。

表 25 相談・通報件数

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
件数	4,444	4,159	4,074	4,136	3,759	3,587
増減	285 (6.9%)	85 (2.1%)	-62 (-1.5%)	377 (10.0%)	172 (4.8%)	344 (10.6%)

(2) 相談・通報者（表 26）

「介護支援専門員」の割合が31.0%と最も多く、次いで「警察」が21.0%、「介護保険事業所職員」が8.0%であった。

表 26 相談・通報者（複数回答）

	介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明	合計
人数	1,426	367	277	189	42	283	362	94	298	969	288	11	4,606
構成割合 (%)	31.0	8.0	6.0	4.1	0.9	6.1	7.9	2.0	6.5	21.0	6.3	0.2	-

※ 1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は相談・通報件数4,444件と一致しない。

※ 構成割合は、相談・通報者の合計人数4,606人に対するもの。

(3) 事実確認の状況（表 27～表 29）

令和4年度において、「事実確認調査を行った事例」は4,460件、「事実確認調査を行っていない事例」は137件であった。「事実確認調査を行った事例」のうち、法第11条に基づく「立入調査を行った事例」は7件であり、「訪問調査を行った事例」が3,418件、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が1,035件であった。

一方、「事実確認を行っていない事例」の137件について、明らかに「虐待ではなく調査不要と判断した」が63件、「調査を予定している又は検討中の事例」が74件であった。

表 27 事実確認の実施状況

	件数	(うち調査対象年度内に 通報・相談)	(うち調査対象年度以前 に通報・相談)	構成割合(%)
事実確認調査を行った事例	4,460	4,308	152	97.0
立入調査以外の方法により調査を行った事例	4,453	4,301	152	(96.9)
訪問調査を行った事例	3,418	3,292	126	[74.4]
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	1,035	1,009	26	[22.5]
立入調査により調査を行った事例	7	7	0	(0.2)
警察が同行した事例	5	5	0	[0.1]
援助要請をしなかった事例	2	2	0	[0.0]
事実確認調査を行っていない事例	137	136	1	3.0
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	63	63	0	(1.4)
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	74	73	1	(1.6)
合 計	4,597	4,444	153	100.0

表 28 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間

	0日	1日	2日	3～6日	7～13日	14～20日	21～27日	28日以上	合計
件数	2,473	620	237	457	337	136	60	140	4,460

※ 回答のあった 4,460 件の事例を集計

表 29 相談・通報の受理から虐待判断までの期間

	0日	1日	2日	3～6日	7～13日	14～20日	21～27日	28日以上	合計
件数	750	248	133	321	396	243	144	417	2,652

※ 回答のあった 2,652 件の事例を集計

(4) 事実確認調査の結果 (表 30、表 31)

事実確認の結果、区市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例(以下「虐待判断事例」という。)の件数は、2,652 件であった。令和 3 年度は 2,606 件であり、46 件 (1.8%) 増加した。

表 30 事実確認調査の結果

	件数	構成割合(%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	2,652	59.5
虐待ではないと判断した事例	1,030	23.1
虐待の判断に至らなかった事例	778	17.4
合 計	4,460	-

表 31 虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
件数	2,652	2,606	2,770	2,842	2,786
増減	46 (1.8%)	-164 (-5.9%)	-72 (-2.5%)	56 (2.0%)	58 (2.1%)

(5) 虐待の発生要因 (表 32)

虐待が発生した要因として、被虐待者の「認知症の症状」(62.0%)、虐待者の「介護疲れ・介護ストレス」(58.8%)、虐待者の「知識や情報の不足」(52.8%)、虐待者の「介護力の低下や不足」(50.8%)、被虐待者の「身体的自立度の低さ」(48.6%)等が挙げられていた。

表 32 虐待の発生要因 (複数回答)

		件数	構成割合(%)	
虐待者側の要因	a) 介護疲れ・介護ストレス	1,559	58.8	
	b) 介護力の低下や不足	1,346	50.8	
	c) 孤立・補助介護者の不在等	1,025	38.7	
	d) 「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー	316	11.9	
	e) 知識や情報の不足	1,401	52.8	
	f) 理解力の不足や低下	1,284	48.4	
	g) 虐待者の外部サービス利用への抵抗感	623	23.5	
	h) 障害・疾病	746	28.1	
	i) 精神状態が安定していない	687	25.9	
	j) 性格や人格(に基づく言動)	1,216	45.9	
	k) ひきこもり	266	10.0	
	l) 被虐待者との虐待発生までの人間関係	1,089	41.1	
	m) 家族環境(生育歴・虐待の連鎖)	522	19.7	
	n) 他者との関係のとりづらさ・資源への繋がりがづらさ	810	30.5	
	o) 飲酒の影響	217	8.2	
	p) 依存(アルコール、ギャンブル、関係性等)	151	5.7	
	q) その他	299	11.3	
	被虐待者の状況	a) 認知症の症状	1,643	62.0
		b) 精神障害(疑いを含む)、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下	886	33.4
c) 身体的自立度の低さ		1,288	48.6	
d) 排泄介助の困難さ		858	32.4	
e) 外部サービス利用に抵抗感がある		400	15.1	
f) 障害・疾病		963	36.3	
g) 障害疑い・疾病疑い		372	14.0	
h) その他		201	7.6	

		件数	構成割合(%)
家庭の要因	a) 経済的困窮(経済的問題)	831	31.3
	b) 家庭内の経済的利害関係(財産、相続)	502	18.9
	c) (虐待者以外の)他家族との関係の悪さほか家族関係の問題	764	28.8
	d) (虐待者以外の)配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	535	20.2
	e) その他	115	4.3
その他	a) ケアサービスの不足の問題	741	27.9
	b) ケアサービスのミスマッチ等マネジメントの問題	201	7.6
	c) その他	72	2.7

以下、虐待判断事例件数、2,652件を対象に、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況及び虐待への対応事例等について集計を行った。

なお、1件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数2,652件に対し、被虐待高齢者人数は2,710人であった。

(6) 虐待の内容

ア 虐待の種別 (表 33)

養護者による被虐待高齢者の総数2,710人のうち、「身体的虐待」の割合が59.9%と最も多く、次いで「心理的虐待」が44.9%、「介護等放棄」が24.8%、「経済的虐待」が13.7%、「性的虐待」が0.4%であった。

表 33 虐待の種別 (複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計	合計(人数)
人数	1,622	672	1,216	11	371	3,892	2,710
構成割合(%)	59.9	24.8	44.9	0.4	13.7	-	-

※ 1件の事例に対し複数の被虐待高齢者及び複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待者の実人数2,710件と一致しない。

※ 構成割合は、被虐待者の実人数2,710人に対するもの。

イ 虐待の程度 (深刻度) (表 34)

4段階評価で「深刻度2」(中度)が45.0%と最も多く、次いで「深刻度1」(軽度)が32.6%であった。一方、最も重い「深刻度4」(最重度)は6.5%であった。

表 34 虐待の程度（深刻度）

	人数	構成割合(%)
1(軽度)	672	32.6
2(中度)	928	45.0
3(重度)	328	15.9
4(最重度)	135	6.5
合計	2,063	-

※「複数名で判断した場合のみ回答」としたため、深刻度に回答があったのは被虐待者 2,063 人分についてであり、特定された被虐待者総数 2,710 人と一致しない。

(7) 被虐待高齢者の状況

ア 性別及び年齢（表 35、表 36）

性別では「男性」が 23.2%、「女性」が 76.8%と「女性」が全体の 7 割以上を占めていた。年齢階級別では、「80～84 歳」が 26.6%と最も多かった。

表 35 被虐待高齢者の性別

	男性	女性	合計
人数	630	2,080	2,710
構成割合(%)	23.2	76.8	-

表 36 被虐待高齢者の年齢

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	133	298	447	720	685	425	2	2,710
構成割合(%)	4.9	11.0	16.5	26.6	25.3	15.7	0.1	-

イ 被虐待高齢者の要介護認定の状況（表 37）

被虐待高齢者 2,710 人のうち、介護保険の利用申請を行い「認定済み」の者が 75.8% (2,054 人) と、7 割以上が要介護認定者であった。「未申請」の者は、19.6% (530 人) であった。

表 37 被虐待高齢者の要介護認定

	人数	構成割合(%)
未申請	530	19.6
申請中	98	3.6
認定済み	2,054	75.8
認定非該当(自立)	27	1.0
不明	1	0.0
合計	2,710	-

ウ 要介護状態区分等（表 38～表 41）

要介護認定者 2,054 人における要介護状態区分は、「要介護 1」が 24.3%と最も多く、次いで「要介護 2」が 20.9%、「要介護 3」が 20.3%の順であった。

また、要介護認定者における認知症日常生活自立度「Ⅱ以上」の者は 74.5%（被虐待高齢者全体（2,710 人）の 56.5%）、要介護認定者の障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）A以上の者は 68.8%であった。

表 38 要介護者認定者の要介護状態区分

	人数	構成割合(%)
要支援 1	107	5.2
要支援 2	117	5.7
要介護 1	500	24.3
要介護 2	429	20.9
要介護 3	416	20.3
要介護 4	309	15.0
要介護 5	174	8.5
不明	2	0.1
合計	2,054	-
要介護3以上(再掲)	(899)	(43.8)

表 39 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人数	構成割合(%)
自立又は認知症なし	145	7.1
自立度Ⅰ	322	15.7
自立度Ⅱ	704	34.3
自立度Ⅲ	527	25.7
自立度Ⅳ	178	8.7
自立度Ⅴ	41	2.0
認知症はあるが自立度不明	80	3.9
認知症の有無が不明	57	2.8
合計	2,054	-
自立度Ⅱ以上(再掲)	(1,530)	(74.5)

※「自立度Ⅱ以上(再掲)」には、「認知症はあるが自立度不明」を含む。

表 40 要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

	人数	構成割合(%)
自立	65	3.2
J	425	20.7
A	774	37.7
B	459	22.3
C	181	8.8
不明	150	7.3
合計	2,054	-
日常生活自立度(寝たきり度)A以上(再掲)	(1,414)	(68.8)

表 41 要介護認定者の介護保険サービス利用状況

	人数	構成割合(%)
介護サービスを受けている	1,697	82.6
過去受けていたが判断時点では受けていない	65	3.2
過去も含め受けていない	286	13.9
不明	6	0.3
合計	2,054	-

(8) 虐待を行った養護者（虐待者）の状況

ア 被虐待高齢者における虐待者と同居・別居の状況（表 42）

虐待者とのみ同居している被虐待高齢者が 54.6%、虐待者及び他家族と同居している被虐待高齢者が 31.0%であり、85.6%の被虐待者高齢者が虐待者と同居していた。

表 42 被虐待高齢者における虐待者との同居・別居の状況

	虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
人数	1,481	839	367	22	1	2,710
構成割合(%)	54.6	31.0	13.5	0.8	0.0	-

イ 被虐待高齢者の家族形態（表 43）

未婚の子と同居している被虐待高齢者が 39.0%と最も多く、次いで夫婦のみ世帯の被虐待高齢者が 22.3%、配偶者と離別・死別等した子と同居している被虐待高齢者が 9.6%、子夫婦と同居している被虐待高齢者が 9.2%の順であった。

表 43 被虐待高齢者の家族形態

	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他	不明	合計
人数	231	603	1,057	259	248	309	3	2,710
構成割合(%)	8.5	22.3	39.0	9.6	9.2	11.4	0.1	-

※ 未婚の子とは配偶者がいたことのない子を指す。

ウ 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄（表 44）

被虐待高齢者から見た虐待者の続柄は、「息子」が 38.5%と最も多く、次いで「娘」が 25.1%、「夫」が 20.4%の順であった。

なお、1件の虐待判断事例で虐待者が複数の場合があるため、虐待判断件数 2,652 件に対する虐待者の総数は 2,826 人であった。

表 44 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者	娘の 配偶者	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人 数	576	166	1,089	708	43	21	68	54	98	3	2,826
構成割合 (%)	20.4	5.9	38.5	25.1	1.5	0.7	2.4	1.9	3.5	0.1	-

エ 虐待者の年齢（表 45）

虐待者の年齢は「50～59歳」が31.8%と最も多く、次いで60～69歳（「60～64歳」と「65～69歳」の合計）が15.3%「70～79歳（「70～74歳」と「75～79歳」の合計）」が13.5%、40～49歳が13.1%の順となっている。

表 45 虐待者の年齢

	20歳 未満	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90歳 以上	不明	合計
人 数	3	35	124	370	898	294	139	172	208	218	146	48	171	2,826
構成割合 (%)	0.1	1.2	4.4	13.1	31.8	10.4	4.9	6.1	7.4	7.7	5.2	1.7	6.1	-

(9) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

ア 分離の有無（表 46）

虐待への対応として、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」が61.1%を占めた。一方、「虐待者からの分離を行った事例」は13.7%、「虐待判断時点で既に分離状態の事例」は11.8%であった。

表 46 虐待への対応策としての分離の有無

	人 数	構成割合 (%)
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	571	13.7
被虐待者と虐待者を分離していない事例	2,543	61.1
現在対応について検討・調整中の事例	71	1.7
虐待判断時点で既に分離状態の事例(別居,入院,入所等)	493	11.8
その他	485	11.7
合計	4,163	-

※ 虐待への対応には、令和3年度以前に虐待と認定して令和4年度に対応した人数を含むため、合計人数は令和4年度の虐待判断事例における被虐待高齢者2,710人と一致しない。

イ 分離を行った事例の対応（表 47）

分離を行った事例における対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が35.7%と最も多く、次いで、「医療機関への一時入院」が17.9%、「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が15.1%の順であった。「緊急一時保護」は11.7%であった。

また、「面会の制限を行った事例」は「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」を行った事例で63人と最も多かった。

表 47 分離を行った事例の対応の内訳

	人数	構成割合 (%)	面会制限を行った事例 (内数)
契約による介護保険サービスの利用	204	35.7	39
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	86	15.1	63
緊急一時保護	67	11.7	38
医療機関への一時入院	102	17.9	17
上記以外の住まい・施設等の利用	71	12.4	17
虐待者を高齢者から分離(転居等)	26	4.6	3
その他	15	2.6	2
合計	571	-	179

ウ 分離していない事例の対応の内訳 (表 48)

分離していない事例における対応では、「養護者に対する助言・指導」が 55.9%と最も多く、次いで「経過観察(見守り)」が 26.6%であった。

表 48 分離していない事例の対応の内訳 (複数回答)

	人数	構成割合 (%)
養護者に対する助言・指導	1,421	55.9
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	78	3.1
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	176	6.9
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	624	24.5
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	115	4.5
その他	358	14.1
経過観察(見守り)	677	26.6
合計	3,449	-

※ 構成割合は、分離していない事例における被虐待者の人数 2,543 人に対するもの。

※ 複数回答のため、回答数の合計は分離していない事例における被虐待高齢者 2,543 人と一致しない。

エ 権利擁護に関する対応 (表 49)

成年後見制度の利用については、「利用開始済」が 170 人、「利用手続き中」が 99 人であり、これらを合わせた 269 人のうち、区市町村申し立ての事例は 163 人 (60.6%) であった。

一方、「日常生活自立支援事業の利用開始」は 35 人であった。

表 49 権利擁護に関する対応

	人数
a)成年後見制度利用開始済	170
b)成年後見制度利用手続き中	99
上記a,bのうち市町村長申し立ての事例	163
上記a,bのうち市町村長申し立てではない事例	50
日常生活自立支援事業利用開始	35

オ 養護者支援（表 50）

養護者支援の取り組み内容については、「養護者の抱える生活課題等についてのアセスメント」が62.7%と最も高く、次いで「養護者への相談・助言」が62.2%、「養護者への定期的な声掛け、ねぎらい等による関係性の構築・維持づくり」が60.8%であった。

表 50 養護者支援の取組内容（複数回答）

	人数	構成割合(%)
養護者への定期的な声掛け、ねぎらい等による関係性の構築・維持づくり	2,533	60.8
養護者の抱える生活課題等についてのアセスメント	2,610	62.7
他部署多機関等との連携による支援チームの形成	1,803	43.3
養護者支援のゴールの設定、支援方法の確認	1,848	44.4
養護者への相談・助言	2,589	62.2
家族・親族・近隣住民等との関係性の調整	1,090	26.2
各種社会資源の紹介・つなぎ・調整	1,713	41.1
定期的な訪問によるモニタリング	2,134	51.3
養護者支援の終結の判断	1,122	27.0
その他	115	2.8

※ 割合は、令和3年度以前に虐待と認定して令和4年度に対応した人を含む被虐待高齢者 4,163 人に対するもの。

3. 区市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

区市町村における高齢者虐待防止のための体制整備等について、令和4年度末の状況の調査結果を表51に示す。

表 51

		R4実施済み	R4未実施	(参考) R2実施済み
高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知 (調査対象年度中)	市町村数	57	5	57
	構成割合(%)	91.9	8.1	91.9
地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修 (調査対象年度中)	市町村数	50	12	49
	構成割合(%)	80.6	19.4	79.0
高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動 (調査対象年度中)	市町村数	47	15	48
	構成割合(%)	75.8	24.2	77.4
居宅介護サービス事業者に高齢者虐待防止法について周知 (調査対象年度中)	市町村数	47	15	50
	構成割合(%)	75.8	24.2	80.6
介護保険施設に高齢者虐待防止法について周知 (調査対象年度中)	市町村数	43	19	44
	構成割合(%)	69.4	30.6	71.0
独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	市町村数	54	8	53
	構成割合(%)	87.1	12.9	85.5
民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	市町村数	50	12	50
	構成割合(%)	80.6	19.4	80.6
介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	市町村数	37	25	40
	構成割合(%)	59.7	40.3	64.5
行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	市町村数	39	23	39
	構成割合(%)	62.9	37.1	62.9
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	市町村数	52	10	52
	構成割合(%)	83.9	16.1	83.9
地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	市町村数	45	17	45
	構成割合(%)	72.6	27.4	72.6
高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	市町村数	44	18	45
	構成割合(%)	71.0	29.0	72.6
老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	市町村数	52	10	52
	構成割合(%)	83.9	16.1	83.9
高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	市町村数	46	16	44
	構成割合(%)	74.2	25.8	71.0
高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化	市町村数	47	15	46
	構成割合(%)	75.8	24.2	74.2
虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	市町村数	54	8	55
	構成割合(%)	87.1	12.9	88.7
居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	市町村数	54	8	55
	構成割合(%)	87.1	12.9	88.7
終結した虐待事案の事後検証について	市町村数	38	24	39
	構成割合(%)	61.3	38.7	62.9

		R4実施済み	R4未実施	(参考)R3実施済み
養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、サービス利用者や家族、地域住民等への周知・啓発(ポスター、リーフレット等の作成・配布)	市町村数	25	37	19
	構成割合(%)	40.3	59.7	30.6
介護サービス相談員派遣事業等による施設・事業所内、家庭内の介護サービス状況等の確認	市町村数	16	46	12
	構成割合(%)	25.8	74.2	19.4
指導監督権限を有する施設・事業所への養介護施設従事者等による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等に関する周知	市町村数	30	32	25
	構成割合(%)	48.4	51.6	40.3
指導監督権限を有する施設・事業所において虐待防止の取組を促進させるためのリーダー養成研修等の開催	市町村数	11	51	12
	構成割合(%)	17.7	82.3	19.4
指導監督権限を有する施設・事業所における虐待防止の取組状況の把握(虐待防止委員会等)	市町村数	27	35	24
	構成割合(%)	43.5	56.5	38.7
養介護施設従事者等による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用	市町村数	40	22	38
	構成割合(%)	64.5	35.5	61.3
養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の関係部署間での共有	市町村数	49	13	52
	構成割合(%)	79.0	21.0	83.9
養介護施設従事者等による高齢者虐待対応において、医療・福祉・法律専門職等から支援を受けられる体制	市町村数	28	34	29
	構成割合(%)	45.2	54.8	46.8